

商 工 中 金 前 橋 支 店 027-224-8151

商 品 名	高崎商工会議所メンバーズ融資
会員メリット	商工中金所定融資利率より0.1%優遇
申 込 資 格	高崎商工会議所の会員歴が3年以上の法人で以下のすべての基準を満たし、商工中金所定の審査により承認された方 <ul style="list-style-type: none"> ・業歴を3年以上有する方 ・商工中金から本メンバーズ融資以外の借入がない方 ・既往の取引金融機関からの借入につき、延滞または返済緩和等の条件変更がない方 ・貸金業、公序良俗に反する事業を営んでない方 ・商工中金の所属組合の組合員である方 ※決算において2期以上の連続経常赤字、債務超過などの方については、ご希望にお応えできないこともあります
融 資 限 度 額	1社あたり30百万円以内（1百万円単位） 但し、直近決算における平均月商額以内
資 金 使 途	運転資金
融 資 利 率	商工中金所定の審査により、決定されます <ul style="list-style-type: none"> ・借入期間1年未満：短期プライムレート + a（変動金利） ・借入期間1年以上：長期プライムレート + a（固定金利又は変動金利） ※日本税理士会連合会所定の中小会社会計基準チェックリストの添付があれば0.3%を優遇します
融 資 期 間	3年以内
返 済 方 法	元金均等分割返済（月賦方式、利息前払い） 据置期間：なし ただし特に必要な場合6ヶ月以内
融 資 形 態	<ul style="list-style-type: none"> ・借入期間1年未満：手形貸付方式とします ・借入期間1年以上：証書貸付方式とします
担 保	無担保
保 証 人	必要に応じ、経営者1名（商工中金の審査によります）
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込書（所定の様式） ・企業概要説明書（所定の様式） ・決算書3期分（最新期分は税務申告書別表と勘定科目明細を添付） ・直近3ヶ月以内の月次試算表（決算期から4ヶ月以上経過している場合） ・商工会議所会員確認書 ・日本税理士会連合会所定のチェックリスト（ある方のみで結構です） ・その他審査に必要な書類
審 査 結 果	申込書類を商工中金に提出後、商工中金が審査を行い、商工中金から本商品についての審査結果の通知を行います
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ご希望にお応えできない場合、提出した書類等は郵送で返却されます ・別途、商工中金に出資していただいている中小企業団体（事業協同組合等）に加入されていることが必要です